

各市町村立小・中・特別支援学校長 }
川口市立県陽高等学校長（定時制） } 様

埼玉県教育局教育総務部教職員課長
(公印省略)

標準報酬制導入に伴う移行期の取扱いの変更について（通知）

日頃より適正な給与支給事務に御協力いただき、ありがとうございます。

標準報酬制の導入に伴う移行期の取扱いについては、平成 27 年 8 月 10 日付け教職第 492-1 号「標準報酬制導入に伴う休暇等による通勤手当の支給停止の報告について（通知）」で通知しましたが、公立学校共済組合本部より新たな見解が示され、下記のとおり取扱いが一部変更となったため、お知らせいたします。

なお、この取扱いの変更に伴う、給与報告の入力方法等については、変更ありません。

記

1 標準報酬制の導入に伴う移行期の取扱いの変更点について

「1 通勤手当報告書の入力種別の変更及び追加の理由」

（変更前）

標準報酬制の導入に伴う移行期間（平成 27 年 6 月から 9 月まで）において、休暇等により、通勤手当が支給停止となっている職員については、その職員の給料の月額（給料の調整額及び教職調整額を含む額）に 1.25 を乗じた額に基づき、標準報酬の等級及び月額が決定されます。

（変更後）

標準報酬制の導入に伴う移行期の平成 27 年 6 月において、休暇等により、通勤手当が支給停止となっている職員については、その職員の給料の月額（給料の調整額及び教職調整額を含む額）に 1.25 を乗じた額に基づき、標準報酬の等級及び月額が決定されます。

※標準報酬が給料の月額に 1.25 を乗じた額で算定されるのは、6 月に休暇等により通勤手当が停止となっている職員であり、7～9 月に新たに停止となった職員については 6 月分給与の支給額に基づき標準報酬の等級及び月額が決定されます。

2 注意事項

今回の取扱いの変更に伴う、給与報告の入力方法等については、変更ありません。

平成 27 年 8 月 10 日付け教職第 492-1 号「標準報酬制導入に伴う休暇等による通勤手当

の支給停止の報告について（通知）」に記載されている「4 平成27年9月給与報告が必要となる職員について」に基づき、平成27年9月給与報告時に入力した報告についても、この取扱いの変更に伴う修正報告は不要ですので、ご注意ください。

担当

通勤手当の支給停止報告の入力方法について

教育局教育総務部教職員課・給与支給・システム管理担当：048-830-6671

標準報酬制について

教育局教育総務部福利課・経理担当：048-830-6691